特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	生活保護に関する事務及び生活に困窮する外国人に対 する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、生活保護に関する事務及び生活に困窮する外国人に対する 生活保護の措置に関する事務の特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、 特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響 を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発 生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー 等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

公表日

令和5年12月27日

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	生活保護に関する事務及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務					
②事務の概要	【事務の概要】 1 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務。 2 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国人に対する生活保護に準じた取扱いによって実施される外国人の保護に関する事務。 【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 保護に要する費用の返還に関する事務 7 徴収金の徴収に関する事務 8 医療扶助オンライン資格確認に関する事務					
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、統合専用端末					
2. 特定個人情報ファイル	名					
生活保護関連ファイル(申請情	「報ファイル、保護(変更)決定情報ファイル、保護台帳ファイル、世帯員情報ファイル)					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下、「番号法という。)第9条第1項 別表第一 第15の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第15条 3 番号法第9条第2項 4 那珂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項 別表第二第9の項					

①部署

②所属長の役職名

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定			
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第二 (1)情報提供を行う根拠 別表第二9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120 (2)情報照会を行う根拠 別表第二26の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報提供を行う根拠 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第			
	47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第58条, 第59条の2の2及び第59条の3 (2)情報照会を行う根拠 第19条各号 3 番号法第19条第9号			
5. 評価実施機関における担当部署				

那珂川市健康福祉部 生活福祉課

生活福祉課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先福岡県那珂川市西陽

福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 健康福祉部 生活福祉課 161092-408-9814

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 健康福祉部 生活福祉課 161092-408-9814

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和5年6月30日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和	15年6月30日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書]	れ重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入り	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			

4. 特定個人情報ファイルの]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	ークシステムをゴ	重じた提供を除く。)	〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
7. 特定個人情報の保管・2	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
8. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[]内	部監査 [] 外部	
9. 従業者に対する教育・唇	各 発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていな	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月27日	評価書番号	27	30	事後	